

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和6年4月26日（諮問（個）第12号）

答申 日：令和6年8月19日（答申（個）第9号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、令和5年9月1日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求書に不備があるものと認め、令和5年10月3日付け和相セ子1第84号で、補正期間を同年11月30日までとして本件開示請求書の補正を審査請求人に求めた。
- 3 審査請求人は、上記2の補正通知に対して令和5年11月1日付け保有個人情報開示請求書を提出し、実施機関が内容を確認したところ、これ以上の補正は望めないものと判断して、これを審査請求人が補正した保有個人情報開示請求書として同年11月13日に受理した。
- 4 実施機関は、令和5年11月21日付け和相セ子1第84号の1で、保有個人情報開示決定等の期限を令和5年12月21日まで延長した。
- 5 実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求書に形式上の不備があることを理由に、法第82条第2項及び行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第7条に基づき、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年12月21日付け和相セ子1第84号の2で審査請求人に通知した。

- 6 審査請求人は、令和5年12月24日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、和歌山県知事に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件開示請求に係る保有個人情報の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。
開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が不開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 保有個人情報開示制度

(1) 保有個人情報開示請求権

法第76条第1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定しており、原則として自己以外の個人を本人とする保有個人情報の開示請求はできないとされている。

(2) 死者に関する情報の取扱い

法第60条第1項において、保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものと規定されている。

また、法第2条第1項において、個人情報とは生存する個人に関する情報であることが規定されており、死者に関する情報については、原則としては個人情報に該当せず、開示請求の対象とならない。ただし、死者に関する情報であっても、死者である被相続人から相続した財産や損害賠償請求権等に関する情報、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報についての開示

請求など、死者に関する情報が同時に死者の遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、その生存する本人の情報として取扱い、開示請求の対象として認めることとしている（和歌山県個人情報保護事務取扱要綱第3章/第1/4/(4)）。

2 本件開示請求に対する措置

審査請求人は死者に関する情報の開示を求めており、処分庁は上記要綱に定める請求要件を満たすことを明らかにするよう審査請求人に対し保有個人情報開示請求書の補正を求めたものの、その後審査請求人から提出された保有個人情報開示請求書についても、請求要件を満たすことが確認できる記述や書類の添付等はなく、本件開示請求において審査請求人が開示を求める死者に関する情報が審査請求人自身の個人情報に該当すると認めることはできない。

以上により、本件開示請求は、法の対象となる保有個人情報の開示請求であると認められず、法令に定められた形式上の要件に適合しないことから、処分庁は法第82条第2項及び行手法第7条の規定により、本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当はない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、死者に関する情報の開示が求められている。

2 請求された保有個人情報について

(1) 保有個人情報開示請求権

法第76条第1項は、何人も、行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示をすることができる」と規定している。

(2) 死者に関する情報

保有個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいい（法第60条第1項）、個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合す

ることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は個人識別符号が含まれるものをいう(法第2条第1項)。

したがって、死者に関する情報については、原則としては開示請求の対象とならない。しかしながら、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる(個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)7-1-2)。

この点について、実施機関は、和歌山県個人情報保護事務取扱要綱第3章/第1/4/(4)に、死者に関する情報が同時に死者の遺族等の生存する個人に関する情報であると認められる場合を類型化し、当該類型ごとに提示又は提出すべき書類を規定している。

このことから、死者に関する情報が遺族の個人情報でもあると認めるためには、開示請求者が上記要綱の類型ごとに規定された書類を実施機関に対し提示又は提出することが必要であり、当該書類の提示又は提出がない場合は、形式的要件を満たさないとして実施機関は不開示決定をすることになると解される。

3 本件処分の妥当性について

(1) 死者に関する情報について

実施機関によると、審査請求人は、開示請求に係る死者の遺族であることを証する本人確認書類等を補正期限までに提出しなかった、とのことである。

この点、当審議会において関係書類を確認したところ、実施機関は、令和5年10月3日付け和相セ子1第84号で、補正期間を同年11月30日までとして、開示請求に係る死者の遺族であることを証する本人確認書類の提出を求めることを内容とする保有個人情報開示請求書補正通知書を審査請求人に送付し、これに対して、審査請求人は、同年11月1日付け保有個人情報開示請求書を提出したものの、開示請求にあたって必要となる本人確認書類が提出されなかったことが認められる。

よって、開示請求書に形式上の不備があり、相当の期間を定めて請求人に対して開示請求書を補正するよう求めたものの、同補正が行われなかったことから、実施機関は本件開示請求に対して不開示決定を行ったという実施機関の説明には、特段不合理な点は認められない。

(2) 不開示決定の根拠条文について

形式的不備があり補正を求めたものの、補正がなされず形式的不備があるとして不開示決定をするにあたり、実施機関は法第82条第2項及び行手法第7条を根拠としている。

法第 82 条第 2 項には、「前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報の全部を保有していないときを含む。」とあり、形式的不備がある場合の取り扱いについて明文で定めていない。他方、行政上の手続についての一般法である行手法第 7 条は、申請に形式的不備がある場合は、速やかに申請者に対して相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならないと規定している。このことから、保有個人情報開示請求の形式的不備の補正を求めたにもかかわらず補正されなかった場合に、当該請求を拒否する理由として法第 82 条第 2 項に加えて行手法第 7 条を併記することは相当である。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和 6 年 4 月 26 日	○諮問（実施機関）
令和 6 年 6 月 21 日	○審議
令和 6 年 7 月 23 日	○審議
令和 6 年 8 月 9 日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第 1 部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年9月1日	遺族として開示を請求した特定の個人に関する情報